

づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林の所在場所
飯山市大字照岡字つるね3873の2、字上上3944の1から3944の54まで、3944の71から3944の95まで
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

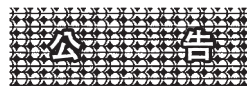
平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林の所在場所
下伊那郡売木村2653の122
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人サポートピアすそばな
- 3 代表者の氏名
笠井 義正
- 4 主たる事務所の所在地
長野市差出南一丁目1番33号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人就労支援センターホープ
- 3 代表者の氏名
三澤 準
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字今井1535番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者の自立を目指して、就労支援及び生活支援を基軸とし、障害者の働く場の開拓、職業訓練、また生活技術習得訓練等を行う。併せて障害者の生活に必要なサービスの提供、障害者・家族等にかかわる相談活動、調査・研究活動、情報提供活動、交流活動に関する事業を行うことにより、障害者・家族等の福祉の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コミュニケーションネットワーク信州
- 3 代表者の氏名
百瀬 和仁
- 4 主たる事務所の所在地
松本市芳野1番6号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県内の障害者、高齢者、児童に対して、コンピュータやインターネットを活用した情報技術化の推進と障害者、高齢者の在宅就労等の様々な事業を行い、主に障害者と高齢者の社会参加と経済的な自立の支援、地域経済の活性化、ITを活用したコミュニケーションによる地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

平成24年度後期技能検定を次のとおり行います。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験区分
試験区分は、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。
- 2 実施職種及び試験の期日
(1) 学科試験
ア 特級

検 定 職 種 名	期 日
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成25年1月27日(日)

イ 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種 及 び 作 業 名	期 日
機械検査（機械検査作業） 電気機器組立て（シーケンス制御作業及び3級の配電盤・制御盤組立て作業） 配管（建築配管作業） ガラス施工（ガラス工事作業） 金属材料試験（組織試験作業）	平成25年1月20日(日)
さく井（1級及び2級のパーカッション式さく井工事作業並びにロータリー式さく井工事作業） 工場板金（1級及び2級の機械板金作業並びに数値制御タレットパンチプレス板金作業） 鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業） 時計修理（時計修理作業） 農業機械整備（農業機械整備作業） 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業） 石材施工（1級及び2級の石材加工作業） みそ製造（みそ製造作業） 酒造（清酒製造作業） コンクリート圧送施工（1級及び2級のコンクリート圧送工事作業） 防水施工（1級及び2級のアスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業並びに改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業） 機械・プラント製図（機械製図手書き作業並びに1級及び2級の機械製図CAD作業）	平成25年1月27日(日)
機械保全（1級及び2級の機械系保全作業、電気系保全作業並びに設備診断作業） 半導体製品製造（集積回路チップ製造作業） プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業） 光学機器製造（光学機器組立て作業） 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業） 建築大工（大工工事作業） かわらぶき（1級及び2級のかわらぶき作業） 鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業） 塗装（1級及び2級の鋼橋塗装作業） プラスチック成形（3級の射出成形作業） 電子回路接続（電子回路接続作業） 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）	平成25年2月3日(日)

- (2) 実技試験
平成24年12月3日(月)から平成25年2月17日(日)までの間において別途指定する期日に、上記学科試験における職種と同一職種において実施します。
- 3 実施場所
別途長野県職業能力開発協会から通知します。
- 4 実技試験問題の公表
平成24年11月22日(木)から長野県職業能力開発協会で行います（一部の職種を除く。）。
- 5 受検資格
(1) 特級の技能検定試験
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第64条の規定に該当する者
(2) 1級の技能検定試験
省令第64条の2の規定に該当する者
(3) 2級の技能検定試験
省令第64条の3の規定に該当する者
(4) 3級の技能検定試験
省令第64条の4の規定に該当する者
(5) 単一等級の技能検定試験
省令第64条の6の規定に該当する者
- 6 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野県職業能力開発協会

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)

長野県婦人会館3階

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

平成24年10月1日(月)から平成24年10月12日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成24年10月12日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 手数料

特級、1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にとっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験 3,100 円

イ 実技試験 16,500 円 (在校生が3級を受検する場合には、11,000円)

上記イの「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

(7) 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、平成25年3月15日(金)に長野県庁東側掲示板、長野県工科短期大学校、県内の技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構長野(松本)職業能力開発促進センターに掲示するほか、長野県ホームページに掲載します。なお、合格者には直接通知します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格

した等級の技能士章が交付されます。

8 受検申請書等の配付

(1) 受検申請書及び受検案内書は、長野県職業能力開発協会、長野県商工労働部人材育成課、工科短期大学校、技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野(松本)職業能力開発促進センターで配布します。

(2) 郵送により受検申請書等を請求する場合は、返信用封筒(切手140円分を貼ったもの)を同封の上、上記6の(2)の長野県職業能力開発協会あて請求してください。

9 その他

技能検定について不明な点は、長野県商工労働部人材育成課(電話:026-235-7202)又は長野県職業能力開発協会(電話:026-234-9050)までお問い合わせください。

人材育成課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

カラー複合機(附属機器及び用紙以外の消耗品を含む)一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農業技術課

(5) 入札方法

複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け

22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されていること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農業技術課

電話 026(235)7220

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年9月24日(月) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年9月18日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加をする希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

農業技術課

公告

平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,138.41 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	86.62
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,680.60
	土砂流出防備保安林	54.97
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,001.91
	土砂流出防備保安林	331.10
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,197.11
	土砂流出防備保安林	569.94
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,199.61
	土砂流出防備保安林	853.13
木曾谷(木曾郡)	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,289.63
	土砂流出防備保安林	263.12
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,238.82
	土砂流出防備保安林	752.92
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	208.04
	土砂流出防備保安林	116.85
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源涵養保安林 干害防備保安林	348.25
	土砂流出防備保安林	74.94
諏訪郡富士見町立沢字種ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字水室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28

長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部守一

1 建築物の建築の計画

(1) 建築場所

岡谷市湊4丁目2564、2653-3、5923-イ-2、5923-3、
5923-25、5923-28、5923-30

(2) 建築主氏名

味澤製絲株式会社 代表取締役社長 味澤 宏重

(3) 用途地域

準住居地域

(4) 敷地面積

5,007.84平方メートル

(5) 主要用途

工場

(6) 構造及び階数

鉄骨造 地上3階建て

(7) 工事種別

用途変更

(8) 規模

	申請部分	申請以外 の部分	合計
建築面積	293.64 m ²	1,824.54 m ²	2,118.18 m ²
延べ面積	293.64 m ²	2,427.54 m ²	2,721.18 m ²

(9) 建ぺい率 42.3パーセント

容積率 54.3パーセント

2 日時 平成24年9月7日(金) 午後1時

3 場所 岡谷市湊3丁目8-6 岡谷市役所湊支所2階講堂

建築指導課